



2026年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社トライアイズ
代 表 者 代表取締役社長 岩尾 俊兵
(コード 4840 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 COO 兼 CTO 小林 尚生
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

(開示事項の経過) 上告受理申立に関するお知らせ

2026年6月19日付け「(開示事項の経過) 控訴の判決に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社元代表取締役の池田有希子氏(以下「池田氏」といいます。)から提起された控訴事件について判決の言渡しがありましたが、上告受理申立通知書及び上告受理申立書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告受理申立があった裁判所及び年月日

裁判所 最高裁判所

送達日 2026年7月9日

2. 上告受理申立に至る経緯等

(1) 第一審の概要

池田氏が保有する当社新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の行使に関して、社内規程を逸脱した海外出張経費の使用などを理由として当社が当該行使を拒絶したことに伴い、池田氏が、当社に対して、当該行使の有効性を理由として、当社普通株式24万株の株主であることの確認を求め、これに対して、当社が、池田氏の海外出張経費等の過大支出に関する賠償請求(34,721,636円)を求める反訴を提起しました。

(2) 第一審判決の概要

以下のとおり、本新株予約権の行使は認められず、他方、当社による賠償請求の一部が認められました。

- ① 原告(池田氏)の本訴請求(本新株予約権の行使による株主の地位確認)を棄却する。
- ② 原告(池田氏)は被告(当社)に対し13,525,568円及びこれに対する令和6年7月27日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(3) 控訴の概要

控訴人(第一審原告:池田氏)が、上記の第一審判決の一部を不服として、東京高等裁判所に対して、以下を概要とする控訴を提起しました。

- ① 被控訴人（当社）の請求を棄却する。
 - ② 控訴人（池田氏）が90万株のほか24万株の当社株主であることを確認する。
- （4）控訴審判決の概要

上記の控訴は棄却され、第一審判決が維持されました。

3. 上告受理申立の内容

- ① 本件上告申立を受理する。
- ② 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

4. 今後の対応方針

当社は、引き続き、当社の主張には正当な理由があるものとして争っていく方針であり、今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

なお、上記の控訴審判決の後、判決内容に基づき14,298,824円（13,525,568円及びこれに対する遅延損害金の合計額）の支払いを受けております。

5. 今後の見通し

2026年6月19日6月19日付け「特別利益の発生及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」において、上記の控訴審判決に基づき、池田氏の新株予約権の失効処理に伴い発生する新株予約権戻入62百万円及び過大支出についての賠償金14百万円を第2四半期決算において特別利益に計上する予定であると公表していますが、顧問弁護士及び訴訟担当弁護士等の専門家の意見を踏まえ、今回の上告申立てが受理される可能性が低いと判断していることから、かかる計上予定に変更はありません。

なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上